

ドラグショベルを用いて鋼製バツカンを移動させていたところ、ドラグショベルもろとも河川に転落した



発生状況

被災者は、河川の災害復旧工事現場にて、擁壁基礎コンクリート打設のための型わく工事に従事していた。

被災者は、河川にかかる橋の東詰めから南側に向かって河床に下るスロープ上に置かれていたバツカン（鉄製の容器）を「道に上げておくように」との指示を受け、橋上からドラグショベルのアームを伸ばし、バケツをバツカン上部に引っ掛け、ドラグショベルを旋回させることでバツカン「ずり上げ」ようとした。しかし、バツカンが自重で下方へずり落ち、バケツが引っ張られる形でドラグショベルに斜め下向きの力がかかり、ドラグショベルが横転した。被災者はドラグショベルの運転席から投げ出され、ずり落ちたバツカンの縁上に墜落し、バツカンの縁と落ちてきたドラグショベルのバケツとの間に腰部を挟まれ受傷した。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 バケツをバツカン上部に引っ掛け、バツカン「ずり上げ」ようとするなど、本来の用途を外れ、ドラグショベルを使用したこと。
- 2 予め、作業計画を策定していなかったこと。
- 3 労働者に対し、当該作業に係る作業方法、作業手順、安全教育等を実施していなかったこと。

対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 ドラグショベルによる「ずり上げ」等の用途外使用を行わないこと。
- 2 バツカンを移動させるときは、十分な能力のあるクレーン等を用いてバツカン吊り上げ、移動作業を行うこと。
- 3 予め作業計画を定め、リスクアセスメント等により、作業の安全性、妥当性を十分検証した上で、作業を行うこと。
- 4 能力向上教育等を受講させるなど、労働者に対し安全衛生教育を徹底すること。

業種	建設業	
事業場規模	5～15人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	建設機械等	
災害の種類(事故の型)	墜落、転落	
建設業のみ	工事の種類	
	災害の種類	
被害者数	死亡者数：1人	休業者数：0人

	不 休 者 数 ： 0 人	行 方 不 明 者 数 ： 0 人
発 生 要 因 (物)	作 業 方 法 の 欠 陥	
発 生 要 因 (人)	職 場 的 原 因	
発 生 要 因 (管 理)	機 械 、 装 置 等 の 指 定 外 の 使 用	

NO.101413